



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 3 月 13 日 (金曜日) 号外 第 2 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料 (送料共) 1 年 41,700 円

目 次

	頁
告 示	
○個人事業税の申告に係る期限の延長----- (税務課)	1

告 示

宮崎県告示第 203号

地方税法（昭和25年法律第 226号。以下「法」という。）第20条の5の2第1項及び宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）第22条ただし書の規定により、令和2年度の法第72条の55第1項及び第2項に規定する個人の事業税の申告に係る期限については、年の中途において事業を廃止した場合を除き、令和2年4月16日まで延長する。

令和2年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣